

Paid 決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、Paid 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) Paid 決済 甲を売主とする商品の代金等を、買主が株式会社ラクーンフィナンシャル（以下「丙」という）の提供する企業間取引用掛売り・請求書決済代行サービス「Paid」利用者である場合に、丙が、甲と買主間の売掛債権等を譲受け、当該売掛債権等に基づく商品の代金等を回収すること
- (2) Paid 決済サービス PG が提供する Paid 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約に定めるもの
- (3) Paid 決済加盟店契約 本加盟店契約のうち、甲と丙との間で締結される Paid 決済に関する契約。Paid 決済加盟店契約は、甲の申込内容に応じて丙との間で適用される丙所定の規約及びこれらに付帯する書面（ガイドライン（Paid 決済の利用に関し丙が別途指定するサービスガイドライン、仕様書等のマニュアル類の総称を指す）、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成される。これらの規約の記載は以下の URL 又は URL が有効でない場合は、丙所定の URL より確認するものとする。
[<https://paid.jp/v/contents/pre/guide/rules.jsp>]

(Paid 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 Paid 決済サービスの内容は、利用規約第1章第2節のとおりとする。

(Paid 決済サービスに関する本サービスの利用のための事前照会)

- 第4条 Paid 決済加盟店契約締結手続の前に、甲が Paid 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する場合であって丙が必要と認めるときに、PG は、丙所定のデータを甲から取得した上、丙に提出し、Paid 決済サービスに関する本サービスを利用できるかどうかの事前照会を行うことがあるものとし、甲はそれを承諾する。
2. PG は、丙から前項の事前照会に対する諾否の通知を受け次第直ちに、その通知内容を甲に対して通知する。PG は、甲に対し当該通知の内容以外に当該諾否に関する情報を提供する義務及び丙が当該事前照会を承諾しなかった場合における不承諾の理由を開示する義務を負わない。
 3. 第1項の事前照会で丙から承諾された場合であっても、丙から別段の指示のない限り、甲丙間での Paid 決済加盟店契約締結手続を省略することはできない。
 4. PG は、甲が当該事前照会により甲が被った不利益又は損失、損害等について一切責任を負わない。

(Paid 決済サービスに関する本サービスの利用)

第5条 甲が Paid 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、Paid 決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び Paid 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Paid 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、Paid 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供可意思日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(Paid 決済サービスの利用の対価)

第6条 甲は、Paid 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第7条 甲は、自ら作成したウェブサイト又はその他任意の方法により、以下の各号の事項について買主に周知するとともに、各事項に関して買主の承諾を得なければならない。
- (1) 買主登録のために丙が必要とする情報を甲又は PG を通して丙に提供すること並びに当該行為が個人情報保護法その他全ての関連法令に違反するものではないこと。
 - (2) 甲が Paid 決済を利用し、買主が商品等受領後に代金を支払うという決済手段を提供していること、当該手段の呼称。
 - (3) 買主が甲と行う通信販売の代金支払方法として、Paid 決済を利用するという意思表示をし、甲間との通信販売契約が成立した場合、Paid 決済加盟店契約に従って、買主に対する売買代金債権が甲から丙に譲渡されること。
 - (4) 前号の債権譲渡につき、買主が被譲渡債権である売買代金債権に対して有する抗弁権を放棄し、又は、主張しないこと。
2. 甲は買主との取引画面上において、買主の振込先が PG であることを当該買主に対して適切な方法で明示しなければならないものとし、かつその明示は PG 所定のデータを PG に送信する前の段階において行わなければならない。
 3. 甲は商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他有価証券及び PG 又は丙が別途指定した商品の取引については、PG 又は丙の個別の許可を得ずに、これに関連した資金決済の手段として Paid 決済サービスに関する本サービスを利用しないものとする。

(免責に関する特則)

第8条 Paid 決済サービスに関する本サービスを用いて行われる資金決済の原因となった甲と買主との契約が無効、取消、解除等の事由により効力を失った場合、甲が責任を負い、PG 及び丙は一切責任を負わない。

(事後効)

第9条 本利用契約のうち、Paid 決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第8条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上